

須崎市耐震改修促進計画（第2期）

令和5年4月

須崎市

目 次

1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ等	
(1)	計画の位置づけ	1
(2)	計画期間	1
3	想定される地震の規模、被害の状況等	
(1)	全般	1
(2)	南海トラフ地震により想定される被害	1
4	建築物の耐震化の現状及び耐震改修の実施に関する目標	
(1)	耐震化の現状	2
(2)	耐震化の目標	3～4
5	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
(1)	耐震診断・改修に係る基本的な取り組み方針	4
(2)	役割分担	4～7
(3)	事業の実施方針	7
(4)	地震時の建築物の総合的な安全対策の方針	7
(5)	耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要	7
(6)	現在実施している支援策	8
(7)	安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	8
6	地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	
(1)	窓ガラスの落下防止対策	8
(2)	大規模建築物における天井崩落対策	9
(3)	地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策	9
(4)	ブロック塀の倒壊防止対策	9～10
(5)	地震発生時に通行を確保すべき道路に関する対策	10
(6)	地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	10
7	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	
(1)	地震防災マップの作成・公表	10～11
(2)	相談体制の整備及び情報提供の充実	11
(3)	パンフレットの作成・配布、セミナー・講演会の開催	11
(4)	リフォームに合わせた耐震改修の誘導	11
(5)	自主防災組織等との連携	11～12
8	建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携に関する事項	
(1)	耐震改修促進法による指導等の実施	12
(2)	指導・助言の方針	12
(3)	指示の方針	12
(4)	公表の方針等	13
(5)	建築基準法による勧告又は、命令等の実施	13
9	その他	
(1)	地震保険の加入促進	13
(2)	被災建築物応急危険度判定等の実施	14
(3)	その他	14

1 計画の目的

「須崎市耐震改修促進計画（第2期）」（以下「計画」という。）は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年5月以前に建築された、現行基準を満たしていない住宅及び特定建築物を中心に、第1期計画に引き続き耐震診断・耐震改修を総合的かつ計画的に進め、須崎市における建築物の耐震化を図ることを目的とする。

2 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づき、国が示した基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）を踏まえつつ、「高知県耐震改修促進計画（第2期計画）」を勘案して策定するものである。

(2) 計画期間

本市では、平成20年度から平成29年度までを実施期間とする第1期計画を平成20年3月に策定し、平成30年度から令和4年度までの間は第1期計画の延長期間として、建築物の耐震診断・耐震改修の促進に取り組んできた。

本計画では、新たに令和5年度から令和9年度までの5箇年を計画期間とし、目標値については、令和7年度を目処に中間検証を行うとともに、耐震化の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

3 想定される地震の規模、被害の状況等

(1) 全 般

土佐湾沖の南海トラフを震源とする南海トラフ地震は、100年から150年の間隔で発生すると言われており、国の「地震調査委員会」は、平成30年1月1日を基準日として、今後30年以内に発生する確率を70～80%と公表した。

本市では、次の南海トラフ地震について、最大クラスのL2想定では、震度6強（軟弱地盤などでは震度7）の強い揺れが、2.5分～3分間という非常に長い時間にわたって続くと想定されている。

この想定による死者は約3,700名、負傷者は約1,100名、全壊焼失・半壊建物は約12,500棟となっており、特に想定死者数約3,700名のうち、揺れ（建物倒壊）によるものが約60名、その他火災やがけ崩れ、ブロック塀倒壊によるものが若干名としている。

(2) 南海トラフ地震により想定される被害

区分等	人的被害（人）		建物被害（棟）	
	死 者	負傷者	全壊・焼失	半 壊
L1想定(*1)	1,300	470	3,800	3,300
L2想定(*2)	3,700	1,100	8,300	4,200
備 考	*1：頻度の高い一定程度の地震をいう。 *2：想定される最大クラスの地震をいう。			

4 建築物の耐震化の現状及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 耐震化の現状

ア 住宅

(ア) 全 般

- a 平成30年住宅・土地統計調査によると、須崎市の住宅総数は8,910戸である。このうち、耐震化の対象となる昭和56年5月以前の耐震基準（旧耐震基準）で建設された住宅は、2,900戸（約32.5%）、建築年代不詳戸数が760戸ある。
- b 市内の既存の住宅耐震化の統計データが存在しないため、建築年代不詳戸数は、昭和56年以降と昭和55年以前に建てられた戸数の割合で按分（有490戸、無270戸）し、耐震改修工事補助事業実績と固定資産税新築評価棟数及び取り壊し棟数を基に、住宅数に占める耐震性を有する住宅の割合を示す耐震化率を推計すると、令和4年度末時点で71.7%となり、高知県耐震改修促進計画（第2期計画）中間検証報告の86.0%を下回る水準となる。

(イ) 住宅の耐震化の状況（平成30年住宅・土地統計調査より、令和4年度末時点を推計）

全戸数	昭和５６年以降の建築	昭和５６年以前の建築		耐震化率 (%)
	耐震性有（耐震改修実施済含む。）（戸）	耐震性無（戸）		
８，７６５	５，８５３	４２８	２，４８４	７１．７

イ 多数の者が利用する建築物

(ア) 全 般

令和3年度高知県調査では、多数の者が利用する建築物（国・政府機関所有等建築物は除く。以下同じ）のうち建築年が昭和56年以前のものは市内に23棟ある。このうち、21棟の耐震診断を実施した結果、耐震性があるとされる建築物は2棟であり、耐震改修を行っている18棟と併せて全体の耐震化率は約87.0%となっている。

(イ) 昭和56年以前に建築された多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

建物用途	棟 数 (戸)	耐震診断件数 (戸)	耐震性有 (戸)	耐震改修済 (戸)	耐震化率 (%)
学 校	12	12	1	11	100.0
病院・診療所	3	1	0	1	33.3
ホテル・旅館	1	1	0	0	0.0
幼稚園・保育所	2	2	1	1	100.0
庁 舎	2	2	0	2	100.0
その他	3	3	0	3	100.0
合 計	23	21	2	18	87.0

(2) 耐震化の目標

ア 全 般

- (ア) 国の基本方針では、令和２年度までに、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を少なくとも９５．０％とし、令和７年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としている。
- (イ) 高知県は、国の基本方針を基に、住宅の耐震化目標を令和２年度末までに８５．０％、令和７年度末までに９３．０％とし、多数の者が利用する建築物の耐震化目標は、令和２年度末までに９３．０％、令和７年度末までに９７．０％としている。
- (ウ) 本市は、上記目標値を参考に、耐震化目標数値を下記のとおり設定し、住宅については、住宅土地統計調査に合わせて５年ごとに、多数の者が利用する建築物は３年ごとに定期的な検証を実施し、実態の把握を行うこととしている。

イ 本市の耐震化目標

(ア) 住宅の目標

住宅の耐震化率について、高知県の目標（耐震化率を９３．０％とすること）の政策効果も踏まえ、令和９年度末までに約９０．０％とすることを目標とする。

(イ) 多数の者が利用する建築物の目標

多数の者が利用する建築物全体の耐震化率を令和９年度末までに約９５．０％とすることを目標とする。

(ウ) 上記目標の細部

現 状			
区 分	戸（棟）数	率（％）	
住 宅（総数）	8, 7 6 5 戸	100.0（*1）	
	耐震性有	6, 2 8 1 戸	7 1 . 7
	耐震性無	2, 4 8 4 戸	2 8 . 3
多数利用建築物（総数） （旧耐震）	2 3 棟	100.0（*2）	
	耐震性有	2 0 棟	8 7 . 0
	耐震性無	3 棟	1 3 . 0

目標（令和9年度）	
戸（棟）数	率（％）
8, 5 8 4 戸	100.0（*3）
7, 7 2 6 戸	9 0 . 0
8 5 8 戸	1 0 . 0
2 2 棟	100.0
2 1 棟	9 5 . 5
1 棟	4 . 5

*１：平成３０年住宅・土地統計調査より令和４年度末時点を推計したもの。

*２：令和３年高知県の調査によるもの。

*３：令和元年度～令和４年度の固定資産税新築総評価件数、総取り壊し件数の平均に準じた推測によるもの。

(I) 公共的建築物の耐震化の目標

a 全 般

学校、体育館、集会場、庁舎は、地震などの災害が発生した場合には、避難場所等となり防災上重要な施設である。

また、老人ホーム等の社会福祉施設、幼稚園・保育園などは災害時に自ら避難することが容易でない利用者に使用される施設である。

これらの公共的建築物で、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を約95.0%とするとともに、個別・具体的な施策を検討するものとする。

b 上記（各用途）の耐震化の状況

建物用途	棟 数 (棟)	耐震性有 (棟)	耐震性無 (棟)	耐震化率 (%)
学 校	39	38	1	97.4
体育館（一般公共に供するもの。）	3	2	1	66.7
病院・診療所	3	3	0	100.0
集会所・公会堂	25	20	5	80.0
老人ホーム等	4	4	0	100.0
幼稚園・保育所	2	2	0	100.0
庁舎等	4	4	0	100.0
その他	15	12	3	80.0
合 計	95	85	10	89.5

5 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断・改修に係る基本的な取り組み方針

高知県、本市、建築物所有者又は、管理者（以下「所有者等」という。）、建築関係技術者、建築関係団体、自主防災組織等は、県計画の実施体制を踏まえ、連携を図りつつ、次に示す役割分担に応じた耐震改修を進めるものとする。

(2) 役割分担

ア 高知県

(ア) 全 般

県は、広域的な観点から庁内又は、関係市町村及び関係団体と連携しつつ、下記の施策を実行する。

(イ) 施 策

a 県計画の策定

県計画の策定、見直しの実施

b 耐震改修等の実施、促進

(a) 県有建築物の耐震改修等の計画的な実施

(b) 民間建築物の耐震改修等の促進

(c) 重点建築物の設定及び耐震改修等の誘導

(d) 耐震改修促進法に基づく特定建築物に対する指導・助言・指示・公表

(e) 耐震改修促進法に基づく所管建築物に対する改修計画の認定

c 技術者養成・把握

耐震改修・耐震診断に関する技術者の養成・把握

d 所有者等に対する普及啓発、情報提供

(a) 広域的な地震防災マップによる注意喚起

(b) 耐震相談窓口の設置、運営

(c) 所有者等に対する耐震性向上に関する注意喚起、普及、啓発

(d) 無料の耐震相談、窓口の設置、運営

(e) 市町村、自主防災組織等との連携による家具・ブロック塀の転倒対策等の実施

e 市町村及び建築関係団体との連携

(a) 市町村及び建築関係団体との連携体制の構築

(b) 建築関係団体との連携による耐震改修等に関する技術者の養成

(c) 市町村及び建築関係団体への情報提供、技術的支援等

イ 須崎市

(ア) 全 般

本市は、住民の最も身近な立場から、地域の実情に応じた耐震改修等の促進のための施策を行うことが重要であることから、住民、自主防災組織等の活動を支援し、かつ、連携を図りながら下記の施策を実施するものとする。

(イ) 施 策

a 市耐震改修促進計画の策定

市耐震改修促進計画の策定、見直しの実施

b 耐震改修等の実施、促進

(a) 市有建築物の耐震改修等の計画的な実施

(b) 民間建築物の耐震改修等の促進

(c) 重点建築物の耐震改修等の誘導

(d) 耐震診断に対する専門家の派遣及び各種補助事業の実施

(e) 税制優遇措置のための証明等の実施

(f) 避難路等の設定

c 所有者等に対する普及啓発、情報提供

(a) 相談窓口の設置・運営

(b) 所有者等に対する耐震性向上に関する注意喚起、普及及び啓発

(c) 自主防災組織等との連携による家具・ブロック塀の転倒対策等の実施

(d) 必要に応じた、詳細な地震防災マップの策定による注意喚起

(e) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく取り組みの実施

d 県及び建築関係団体との連携

県及び建築関係団体との連携体制の構築

ウ 所有者等

(ア) 全 般

建築物の耐震化は、所有者等自らの問題として取り組むことが不可欠であることから、所有者等は、下記の事項を実施するものとする。

(イ) 実施事項

- a 自ら所有・管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施
- b 耐震診断の結果に基づく、必要に応じた耐震改修・建替の実施

エ 建築関係技術者

(ア) 全 般

高知県、本市が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力、専門的知識を有する建築関係技術者として所有者への適切なアドバイス等を踏まえ、下記の事項を実施するものとする。

(イ) 実施事項

- a 所有者等に対する普及啓発、情報提供
所有者等に対する建築物の耐震性向上に関する適切な助言の実施
- b 耐震改修等業務
耐震診断、耐震改修等の業務の適切な実施
- c 技術の向上、研鑽等
 - (a) 耐震診断講習会の受講及び登録
 - (b) 実務等を通じた耐震改修等に関する技術の向上、研鑽

オ 建築関係団体

(ア) 全 般

高知県、本市が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力、中立的立場からの建築物所有者等への適切なアドバイスを踏まえ、所有者等、技術者、行政等と連携しつつ、下記の事項を実施するものとする。

(イ) 実施事項

- a 所有者等に対する普及啓発、情報提供等
 - (ア) 耐震相談窓口の設置・運営
 - (イ) 無料の耐震相談会、耐震講習会等の実施
- b 技術者等の養成
耐震診断、耐震改修等に関する技術者向けの講習会の実施
- c 耐震判定業務の促進
四国耐震診断評定委員会の運営
- d 本市等との連携
耐震診断、耐震改修等促進を図るため、高知県及び本市への積極的な協力

カ 自主防災組織等

(ア) 全 般

自主防災活動を通じた防災知識の普及及び地域における災害による危険性の把握を図るため、下記の事項を実施するものとする。

(イ) 実施事項

- a 住宅の耐震化、家具転倒対策等の学習会の実施
- b ブロック塀等の倒壊危険箇所の点検

(3) 事業の実施方針

ア 背景等

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず所有者等が自らの問題や地域の問題として取り組むことが不可欠である。

イ 方 針

本市は、上記を踏まえ、所有者等が実施する取り組み等を積極的に支援するという観点から、県との連携を保持しつつ、所有者等が耐震改修等を容易にできる環境の整備、負担を軽減するための制度の策定等の実施に努めるものとする。

この際、必要な事項は公表しつつ、「須崎市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に連携した取り組みにより、実施状況の把握・検証、必要に応じた適切な見直しを行う等、支援施策の実効性の向上を図るものとする。

(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策の方針

ア 背景等

地震により、窓ガラス、天井等の建物二次部材の落下等やブロック塀の倒壊による人身事故やエレベーター内に閉じ込められる等の事故が発生しており、地震による被害を防止するためには、建物本体の耐震化に加え、これらの二次部材等の耐震化を図る必要がある。

イ 方 針

本市は、上記を踏まえ、県と連携しつつ、必要に応じた安全対策費用の補助を行うとともに、広報等により、これら補助についての周知・徹底を図り、安全対策の実効性の向上を図るものとする。

(5) 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要

ア 背景等

- (ア) 平成18年度に高知県が実施した民間の多数が利用する建築物の所有者等を対象としたアンケートの調査結果では、耐震診断・改修に取り組まれない理由として、「経済的な理由により対応が出来ない。」、また、行政に対する要望として、「耐震診断・改修するための補助制度をつくってほしい。」との回答が多数寄せられた。
- (イ) 昭和56年5月以前の建築物には、耐震性を有する建築物も一定あると想定されるが、全ての建築物に対して耐震診断を行っていないため、その実態が不明である。
- (ウ) 今後、令和9年度末までに耐震化率を目標数値に引き上げるためには、昭和56年5月以前に建築された耐震性が不十分な建築物の耐震改修や建替を促進する必要がある。

イ 方 針

本市は、上記を踏まえ、耐震改修等をより一層推進するため、国・県の補助事業を活用した助成制度の更なる充実について検討するとともに、負担軽減のための制度策定等に努めるものとする。

(6) 現在実施している支援策

本市では、下記の支援等を実施している。

- ア 平成16年度、木造住宅耐震診断事業を創設
- イ 平成18年度、耐震改修工事費補助事業を創設
- ウ 平成19年度、耐震改修設計費補助事業を創設
- エ 令和4年度末における支援策数

- (ア) 耐震診断数 803戸
- (イ) 耐震改修設計数 427戸
- (ウ) 耐震改修工事数 428戸

(7) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

- ア 所有者等への情報提供（啓発用リーフレットなどの活用）

本市は、県と連携した耐震に関する講演会の開催、広報による耐震対策事業の紹介等を実施し、所有者等に対する建築物の耐震対策の重要性の啓発について努めるものとする。

- イ 耐震対策に関する相談受け態勢の確立の実施

本市は、耐震対策に関する所有者等からの問い合わせに対応するため、担当者等による随時の相談受け等の態勢保持に努めるものとする。

- ウ 技術者の育成

本市は、県と連携した耐震診断や耐震改修を行う技術者向けの講習会を実施し、登録された事業者の継続的な技術アップを図れるスキームの確立に努めるものとする。

6 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

(1) 窓ガラスの落下防止対策

- ア 背景等

(ア) 昭和53年6月に発生した宮城県沖地震において、窓ガラスの落下による人身事故が発生したことにより、窓ガラスの固定方法等の建築基準法関連告示が改正（昭和53年に屋外に面したはめごろし窓のガラス施工の場合、硬化性シーリング材を使用しないよう基準が改正）された。

(イ) また、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震において、繁華街にある既存不適格の商業施設の窓ガラスが落下したことにより、この問題が再認識された。

- イ 対 策

上記を踏まえ、本市は、県と連携した対策を図るとともに、必要に応じて、当該対策に関する広報等により、これらの周知・徹底に努めるものとする。

(2) 大規模建築物における天井崩落対策

ア 背景等

- (ア) 平成13年に発生した芸予地震により、学校の体育館の天井が崩落したことを受けて、天井の振れ止めの設置やクリアランスを取る等の対策（「大規模建築物の天井崩落対策について（技術基準）」）（平成15年10月15日付け国住指発第2402号）が作成された。
- (イ) 平成17年8月の宮城県沖地震において、技術基準に適合していない屋内プールの天井が崩落し、負傷者が出たことにより、体育館等の大規模空間を有する建築物について国から再度技術基準への適合が求められている。

イ 対 策

上記を踏まえ、本市は、県と連携した対策を図るとともに、必要に応じて、当該対策に関する広報等により、これらの周知・徹底に努めるものとする。

(3) 地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策

ア 背景等

- (ア) 平成17年7月に発生した千葉県西北部を震源とする地震において、エレベーターの故障・損傷等や閉じ込め事故が発生したことを踏まえ、エレベーターの地震対策について早急に取り組む必要性が生じている。
- (イ) また、上記地震においては、人身危害の可能性のある故障・損傷も報告されているが、平成10年以降の「昇降機耐震設計・施工方針」（国土交通省から委託を受けて（財）日本建築センターに設置された「昇降機耐震設計・施工指針検討委員会」が、昇降機の耐震設計・施工について一般的な指針を定めたもの。）により、エレベーターでの故障等は発生しておらず、安全性が確認されている。

イ 対 策

上記、特に(イ)項を踏まえ、本市は、引き続き県と連携した対策を図るとともに、必要に応じて、当該対策に関する広報等により、これらの周知・徹底に努めるものとする。

(4) ブロック塀の倒壊防止対策

ア 背景等

- (ア) 昭和53年6月に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀の倒壊により死傷者が出たこと等により、ブロック塀に関する基準が改正されたが、その後も、平成7年に発生した兵庫県南部地震や平成28年に発生した大阪北部地震等においても死傷者が出るなど、犠牲者が継続して発生している状況である。
- (イ) ブロック塀は、住宅密集地等に設置される事例が多く、地震時に倒壊した場合、人身事故の発生や、避難路閉塞の恐れがあることから、喫緊の対策を講じる必要性が生じている。

イ 対 策

(ア) 上記を踏まえ、本市は、自主防災組織を通じたブロック塀の安全対策についての周知、ブロック塀の撤去費用の補助等による危険回避対策に努めるものとする。

(イ) 上記に連携し、ブロック塀の代わりに生垣等を設置するなどの、地震時の倒壊を防止する構造物等への転換についても、広報等による周知・徹底に努めるものとする。

(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する対策

ア 地震時に避難のための通行を確保すべき道路（以下「避難路」という。）の指定

(ア) 全 般

本市は、以下の道路を避難路として指定し、地震時における避難者等の確実・円滑な避難態勢の確立に努めるものとする。

(イ) 本市が指定する避難路

- a 建築基準法第42条第1項の規定による道路
- b 道路法による道路
- c 市長が必要と認める道路

イ 緊急輸送路の指定

本市は、県と連携して、緊急車両の通行、支援物資等の輸送を確保するための緊急輸送道路を指定するものとする。

(6) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

ア 背景等

本市内には、山間部の急傾斜地に存在する集落が比較的多く、同地は、土砂災害に対する危険性が高いものと認識している。

イ 対 策

(ア) 上記を踏まえ、本市は、通常砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等への積極的な取組みにより、市民が生活する急傾斜地等の安全性の向上を図り、新規の住宅・宅地供給の推進に努めるものとする。

(イ) 既存住宅・宅地においても、上記と同様とし、生活基盤の確保における安全・安心等の付与に努めるものとする。

7 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

(1) 地震防災マップの作成・公表

ア 全 般

(ア) 建築物の耐震化にあたり、建築物の所有者等の耐震への意識の向上を図るため、発生の可能性のある地震の概要、これの危険度等を記載した地図（地震防災マップ）の作成は重要である。

(イ) 地震防災マップ等作成上の留意点等

- a 地震、特に地盤の直接的な揺れに対する認識の容易性について、市街地の状況、地形・地盤の状況等を踏まえた適切な記載区分が必要である。

ｂ 上記の他、記載を必要又は、有効とする事項

- (a) 地域の状況に応じた地盤の液状化・崩壊の危険性
- (b) 地震、これに影響する危険度（津波浸水区域、土砂災害の警戒区域等）
- (c) 市街地の火災の危険性
- (d) 災害時の避難の要領等（指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等）

イ 対 策

(ア) 上記を踏まえ、本市では、地震マップ、津波避難マップ、土砂災害警戒区域図等、必要に応じて配布を行うとともに、本市ホームページにも掲載している。

(イ) 今後も、新たな知見や被害想定を反映した地震防災マップ等の改訂等を行い、実効性の向上に努めるものとする。

(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震診断、耐震改修等、建築物の耐震化の相談に適切に対応するため、本市として、耐震対策に関する所有者等からの問い合わせに適切に対応するため、担当者等による相談（耐震診断、耐震改修、税制等についての相談及び情報提供）態勢の確立に努めるものとする。

(3) パンフレットの作成・配布、セミナー・講演会の開催

ア 啓発用リーフレット等の活用

本市として、独自又は、国・県等が作成する啓発用リーフレットを活用するとともに、耐震に関する講演会の開催、広報等による耐震対策事業の紹介等により、所有者等に対する建築物の耐震対策の重要性の啓発及び住民等に対する家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止の啓発について努めるものとする。

イ 多数の者が利用する建築物に対する普及・啓発

本市として、多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するため、県と連携した所有者等に対する耐震診断、改修等の実施を促す対策等の実施に努めるものとする。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

ア 背景等

耐震改修を促進するためには、設備の更新や、バリアフリー化、リニューアル等のリフォームの機会を捉えることが効果的である。

イ 対 策

上記を踏まえ、本市として、県と連携したリフォームと併せた耐震改修の有利性等を認識できる事例集や関係する講演会等への参加を積極的に広報し、耐震改修実施の促進を図るものとする。

(5) 自主防災組織等との連携

ア 背景等

南海トラフ地震では、強い揺れや津波により甚大な被害が県内全域で想定されることから、自らの命は自ら守る「自助の取り組み」と併せて、地域での支え合い・助け合いによる「共助の取り組み」が重要となる。

イ 上記を踏まえ、本市として、住宅の耐震化、家具の転倒防止等が共助として、地域全体での取り組みに繋がるよう、自主防災組織に対して必要な情報提供等を行うとともに、耐震に対する自主防災活動の積極的な支援に努めるものとする。

8 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携に関する事項

(1) 耐震改修促進法による指導等の実施

ア 特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者に対して、耐震診断等を行い耐震化の状況調査等について指導するものとする。

イ 耐震診断の結果、耐震性に劣る建築物については、耐震改修等の対策を行うよう指導をするものとする。

ウ 指導にあたっては、適切な助言等を行うとともに、耐震化に関わる計画及びその進捗状況について報告を求める等、継続的な指導に努めるものとする。

(2) 指導・助言の方針

ア 全 般

以下の指導・助言の対象となる建築物のうち、耐震診断・改修の的確な実施が必要な建築物について、所有者・管理者に対して耐震改修の必要性の説明、実施に関する相談への対応等により、耐震診断の実施を促すものとする。

イ 指導・助言の対象となる建築物

(ア) 耐震改修促進法（以下「法」という。）第12条第1項（附則第3条第3項で準用する場合を含む。）に規定する建築物

(イ) 法第15条第1項に規定する建築物

(ウ) 法第16条第2項に規定する建築物

(エ) 法第27条第1項に規定する建築物

(3) 指示の方針

ア 耐震診断の指示を行う優先順位

(ア) 法第12条第2項（附則第3条第3項で準用する場合を含む。）、第15条第2項及び第27条第2項の規定する建築物に対する指示の優先順位は下記のとおりとし、個々の状況に応じて適切な指示を行うものとする。

(イ) 優先順位（記載順）

ア 災害時に機能確保が必要な建築物

イ 災害時に要援護者等の利用する建築物

ウ その他不特定多数の者が利用する建築物

エ 危険物の貯蔵場又は、処理の用途に供する建築物

イ 耐震改修の指示を行う優先順位

原則「用途」と「耐震性能」を勘案して行うものとする。

ウ 指示及び助言に応じない場合の対応

指導及び助言によっても、耐震診断や耐震改修を実施せず、その後の協力が見込まない場合には、具体的に実施すべき事項を明示した指示書等を交付するものとする。

(4) 公表の方針等

ア 公表の狙い等

指示書等に従わず、耐震診断や耐震改修が行われない場合には、その利用者や周辺住民に対して当該建築物の危険性を明示する必要がある、指示の実効性を確保する上で有効である。

イ 公表の要件

(ア) 社会的影響が大きいと予想されるもの。

(イ) 所有者・管理者が正当な理由無く指示に従わなかった場合

ウ 公表の根拠

(ア) 法第12条第3項（附則第3条第3項で準用する場合を含む。）

(イ) 法第15条第3項

(ウ) 法第27条第3項

エ 公表の留意事項

公表は、法に基づく公表であり、市民に広く周知でき、今後の対策に直接的に係ることが考えられることから、市民の閲覧が可能な本市ホームページへの掲載や掲示板等による公表を実施する。

(5) 建築基準法による勧告又は、命令等の実施

ア 公表後に、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法（以下、この項において「法」という。）に基づき、下記の命令等措置を行う。

イ 命令等措置

(ア) 法第10条第1項による勧告及び同条第2項の命令

損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物の場合

(イ) 法第10条第3項による命令

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物の場合

8 その他

(1) 地震保険の加入促進

ア 全 般

地震が発生した場合の被災者の内、倒壊家屋を保有する者は、負債を抱えることになる場合が多く、被災者自身の財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられる。

イ 措置等

上記を踏まえ、本市としては、広報などにより地震保険への加入促進に努めるものとする。

(2) 被災建築物応急危険度判定等の実施

ア 全 般

規模の大きな地震が発生した場合、一般的に多数の建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要となる。

イ 措置等

(ア) 上記を踏まえ、本市としては、県と連携して、判定実施本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(イ) 災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設を必要に応じて行うとともに、公営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等に努めるものとする。

(ウ) 被災した住宅・建築物についての相談業務等、被災者の立場を考慮した懇切・丁寧な対応に努めるものとする。

(3) その他

その他必要な事項については、別途定める。